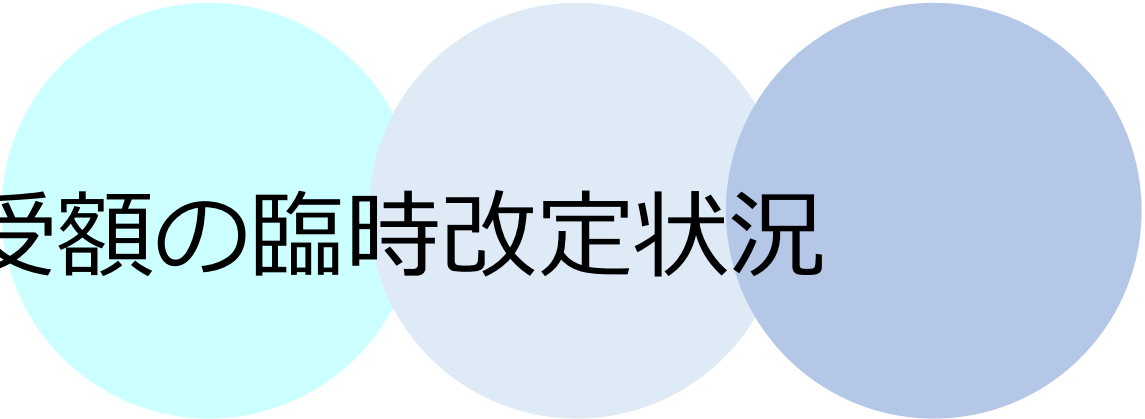




運営権者収受額の臨時改定状況

宮城県企業局水道経営課

1. 運営権者収受額の臨時改定（実施契約書 第56条）

事業環境が著しく変化する場合として、以下に列挙する場合に、運営権者収受額の臨時改定を行う。

① 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（物価変動）

改定要因：一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

② 各流域下水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（動力費変動）

改定要因：流域下水道事業において、一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

③ 各工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（需要変動）

改定要因：工業用水道事業において、一定割合を超えて契約水量が変動する場合

④ 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（法令等・税制の変更）

⑤ その他県及び運営権者が必要と認める場合（その他）

■発動条件（①物価変動（上・工水）・③需要変動（工水）が発動（R8.3.31時点））

事業	①物価変動	②動力費変動	③需要変動	④法令等・税制の変更	⑤その他
水道用水供給事業	○			○	○
工業用水道事業	○		○	○	○
流域下水道事業	○	○		○	○

1. 著しい物価変動に基づく
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第3号)

2. 臨時改定の計算式（実施契約書 別紙10-4第3項）



- **発動条件**：物価変動比率が物価割合（4% or 5%）を超えて変動する場合
- **改定対象**：物価変動費
- **計算式**：

$$\text{臨時改定後の物価変動費} = \text{臨時改定前の物価変動費} \times (\text{物価変動比率} \pm \text{物価割合})$$

※ $\pm$ は、物価下落の場合にプラス、物価上昇の場合にマイナスの計算を行うことを意味する

■ 物価割合

事業	物価割合
水道用水供給事業	5%
工業用水道事業	4%
流域下水道事業	4%

■ 運営権者収受額の構成項目と物価変動費

構成項目	物価変動費
人件費	○
薬品費	○
動力費	○
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	○
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

3. 物価指標

➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

■ 運営権者収受額の構成項目と 参照される物価指標

構成項目	参照される物価指標
人件費	物価指標①
薬品費	物価指標②
動力費	物価指標③
修繕費	物価指標④
保守点検費	
廃棄物処理費	
償却費	物価指標⑤
資産減耗費	物価指標④
その他営業費用	
公租公課	（物価変動の対象にしない）
事業報酬	（物価変動の対象にしない）

4. 物価変動比率

➤ 物価変動比率の算出

物価変動比率は、基準期間※に対する検討対象期間における各物価指標の変動率を、各物価変動費の項目が物価変動費の合計に占める割合で加重平均して算出したもの

※基準期間：運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間
上・工水…令和3年度（令和3年4月～令和4年3月） / 下水…令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）

※令和6年度定期改定（第2料金期間）検討段階において物価の安定が見込めなかつたため、下水4事業は令和6年度の定期改定に加え、令和7年度4月に再度定期改定を実施した。これにより、上・工水と下水で、基準期間が1年ズレている。

■ 事業ごとの物価変動比率

事業種別	事業名	物価割合	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
(検討対象期間)			R6/2～ R7/1	R6/3～ R7/2	R6/4～ R7/3	R6/5～ R7/4	R6/6～ R7/5	R6/7～ R7/6	R6/8～ R7/7	R6/9～ R7/8	R6/10～ R7/9	R6/11～ R7/10	R6/12～ R7/11	R7/1～ R7/12
水道用水 供給事業	大崎	5%	107.51%	107.77%	108.07%	108.35%	108.56%	109.14%	109.50%	109.76%	109.99%	110.18%	110.32%	110.66%
	仙南・仙塩	5%	107.74%	108.00%	108.29%	108.57%	108.79%	109.33%	109.69%	109.94%	110.17%	110.36%	110.51%	110.84%
工業用水 供給事業	仙塩	4%	108.26%	108.55%	108.83%	109.13%	109.34%	109.90%	110.30%	110.57%	110.80%	110.98%	111.09%	111.40%
	仙台圏	4%	111.85%	112.21%	112.53%	112.96%	113.25%	113.67%	114.05%	114.22%	114.41%	114.54%	114.62%	114.73%
	仙台北部	4%	103.86%	104.08%	104.41%	104.65%	104.83%	105.61%	105.94%	106.23%	106.51%	106.73%	106.87%	107.38%
下水道 事業	仙塩	4%	100.43%	100.68%	101.02%	101.35%	101.64%	102.12%	102.34%	102.47%	102.67%	102.83%	102.99%	103.25%
	阿武隈	4%	100.46%	100.72%	101.07%	101.40%	101.69%	102.18%	102.43%	102.57%	102.79%	102.96%	103.12%	103.39%
	鳴瀬	4%	100.67%	100.94%	101.29%	101.63%	101.92%	102.41%	102.67%	102.83%	103.07%	103.25%	103.41%	103.67%
	吉田	4%	100.26%	100.50%	100.86%	101.17%	101.44%	102.03%	102.27%	102.44%	102.67%	102.86%	103.01%	103.35%

令和7年5月以降、上水2事業及び工水3事業において物価変動による臨時改定を実施。

2. 工業用水道事業における
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第1号)

5. 需要変動による臨時改定の発動条件



➤ **発動条件**：契約水量が需要割合を超えて変動する場合

➤ **計算式**：

(著しい需要減少) 臨時改定後の改定対象費 = 臨時改定直前の改定対象費 × (1 - 需要割合)

(著しい需要増加) 臨時改定後の改定対象費 = 臨時改定直前の改定対象費 × (1 + 需要割合)

■ 運営権者収受額の構成項目と

改定対象費

構成項目	改定対象費
人件費	○
薬品費	
動力費	
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

■ 需要割合

事業名	需要割合	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
仙塩	4%	-0.29%	-0.29%	0.62%	2.33%	2.33%	1.90%
仙台圏	5%	-2.05%	2.04%	3.47%	<u>10.43%</u>	<u>11.30%</u>	<u>11.30%</u>
仙台北部	5%	-3.07%	-3.07%	-3.07%	-3.07%	-3.07%	-2.64%

事業名	需要割合	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
仙塩	4%	1.90%	3.32%	3.32%	3.32%	3.32%	3.27%
仙台圏	5%	<u>11.30%</u>	<u>12.62%</u>	<u>11.25%</u>	<u>11.25%</u>	<u>11.25%</u>	<u>11.25%</u>
仙台北部	5%	-2.64%	-2.64%	-4.69%	-4.69%	-4.69%	-4.69%

令和7年7月以降、仙台圏工業用水道事業において
需要変動（増）による臨時改定を実施。

6. 臨時改定後の運営権者収受額（まとめ）



➤ 臨時改定の実施

- ・全ての事業について、物価変動に基づく月次運営権者収受額の臨時改定を実施
- ・仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業については物価変動に加えて、需要変動に基づく月次運営権者収受額の臨時改定も実施

■ 令和7年度における

運営権者収受額の臨時改定状況

（単位：円）

事業種別	事業名	臨時改定前	臨時改定後 (R7)
水道用水 供給事業	大崎広域	1,366,782,504	1,417,424,479
	改定前との差額		+50,641,975
	仙南・仙塩広域	1,461,242,700	1,517,954,141
	改定前との差額		+56,711,441
工業用水 供給事業	仙塩	241,882,356	254,684,895
	改定前との差額		+12,802,539
	仙台圏	134,341,584	149,630,491
	改定前との差額		+15,288,907
	仙台北部	51,736,896	52,472,639
	改定前との差額		+735,743
下水道 事業	仙塩流域	1,472,479,524	1,472,479,524
	改定前との差額		±0
	阿武隈川下流流域	1,419,222,036	1,419,222,036
	改定前との差額		±0
	鳴瀬川流域	185,575,116	185,575,116
	改定前との差額		±0
	吉田川流域	500,057,292	500,057,292
	改定前との差額		±0
9事業 合計		6,833,320,008	6,969,500,612
改定前との差額		-	+136,180,604